

## 2 鎌倉幕府の成立と鹿島神宮

治承4年(1180)、源頼朝は富士川の合戦に勝利した後、常陸国へ向かいます。常陸国府(石岡市)を掌握した後、金砂合戦で佐竹氏を破り、常陸国をほぼ支配下におきました。「武家護持の神」として厚く鹿島神宮を信仰していた頼朝は、大窪郷(日立市)や橘郷(行方市、小川町)などを同社に寄進しました。古代より常陸国一の宮としての権威を誇ってきた鹿島神宮を、東国における信仰の中心として存続させるための保護政策でした。これらの所領では、寄進後も地頭の非法が展開されましたが、頼朝は鹿島神宮大禰宜中臣氏の訴えを受け、地頭の乱暴停止を命じています。

頼朝が常陸国に入った直後、国府に現れた志太三郎先<sup>せんじょう</sup>生義広(頼朝の叔父)は、いったんは頼朝と歩調を合わせるかに見えましたが、寿永2年(1183)頼朝に反旗を翻しました。義広は、下野南部の野木宮(栃木県野木宮)で敗れ信濃に逃走しました。この乱の結果、八田氏や下河辺氏など国外の武士たちが勲功として常陸国内に所領を獲得しました。常陸国南郡の惣地頭職<sup>そうじとうしき</sup>は恩賞として下河辺政義(益戸四郎左衛門尉政義)に与えられました。南郡は国府のあった現在の石岡市のほか、新治郡南東部、東茨城郡南西部などを含む領域です。南郡は、これまで常陸平氏の一族下妻<sup>しもつまひるもと</sup>広幹の所領でしたが、広幹が義広方に付いたため没収され、替わって政義が南郡全体を統括する権限を獲得したのです。その他、広幹の所領は、信太荘が八田知家、村田下荘が小山朝政の手に渡り、広幹はかろうじて名字の地である下妻荘を保持するのみとなりました。

さて、下河辺氏は、平将門を討ち功のあった藤原秀郷の流れをくむ一族です。政義は頼朝の側近として信頼され活躍していました。政義は志筑城<sup>しづく</sup>(新治郡千代田町)を築城し、南郡支配の拠点としましたが、支配は順調ではありませんでした。南郡には国役が連続して課されたため、地頭の収入も確保できない状況でした。政義の訴えを受けた頼朝は、所当の官物・恒例の課役以外の国役を免除することにしました。

文治元年8月、政義は鹿島神宮中臣親広から橘郷における非法を訴えられました。裁決が頼朝の御前で行われ、政義の乱暴を停止することを命じる親広勝訴の判決が下りました(元暦2年8月21日源頼朝下文)。

「鹿島神宮文書」には、源頼朝下文の他に、鹿島神宮領橘郷の相論をめぐる下文として元久2年の鎌倉幕府3代將軍源実朝下文が収められています。国井八郎正景(政景)は不正な方法で橘郷の地頭となり、神事用途を妨げているとして鹿島神宮権禰宜中臣政親から訴えられました。実朝は正景の地頭職を解任しました、国井氏は承伏しませんでした。

(1) 元暦2年8月21日源頼朝下文

・・・源頼朝と鹿島神宮

(源頼朝)  
(花押)

下 常陸国鹿嶋社司并在庁官人 (等)

可早停止地頭妨，為中臣親広沙汰，  
勤仕神事，橘郷事

右件郷，任先例令停止地頭之妨，一 (向カ)

可令勤行神事之由，先日成下文

畢，而下河辺四郎政義依令補南 (郡)

地頭，号郡内張行之間，指無由緒，追 (籠)

百姓妻子等，可隨地頭之進止之由， (取)

起請畢云々，所行之旨神慮有恐事 (也カ)

早任先例令停止地頭之妨，一向可令勤 (行カ)

神事之状如件，以下

元暦二年八月廿一日

源頼朝は、「武家護持の神」として厚く鹿島神宮を信仰しており，鹿島神宮保護の立場を貫いています。治承4年(1180)，金砂合戦で佐竹氏を破り，常陸国をほぼ支配下におくと，大窪郷(日立市)や橘郷(行方市，小美玉市)などを同社に寄進しています。

文治元(元暦2)年8月，下河辺政義は，鹿島神宮大禰宜中臣親広から橘郷における非法を訴えられました。下河辺氏は，平将門の乱で功のあった藤原秀郷の流れをくむ一族です。『吾妻鏡』には，政義について「戦場に臨みては軍忠を竭し，殿中において労功を積む，よって御気色殊に快然たり」とあり，政義は戦場での軍忠や殿中での奉公などの功績が頼朝から高く評価されていました。

相論の裁決は頼朝の御前で行われ，この頼朝の下文が発給されました。「取り立てていほどの理由もないのに，百姓の妻子を無理やり拘束して，地頭の命令に従うことを誓約させる」などの政義の乱暴を停止することが命じられました。御前で十分な反論をしなかった政義に対して，頼朝がその理由を問いただしたところ「鹿島神宮は武士を守護する神である。これを恐れおののく気持ちを持っているので反論ができなかった」と答えています。東国武士が，鹿島神宮に対して畏敬の念を強く抱いていたことを示すエピソードです。

・・・中世文書を読んでみよう・・・

この文書は，元暦2年8月21日の源頼朝下文です。文書の書き出しが「下す」ではじまるので下文といえます。この下文は，源頼朝が常陸国鹿嶋社司并在庁官人等に宛てて発給されています。在庁官人は，常陸国の国衙の役人で国の行政実務を取りしきって

いました。充所（文書の受取者）は、直接に利益を得る個人ではなく、命じる事項を在地の関係者に告知するという形式をとっています。

（源頼朝）

（花押）

下す 常陸国鹿嶋社司并在庁官人等  
早く地頭の妨を停止<sup>(1)</sup>し、中臣親広の沙汰<sup>(2)</sup>として、  
神事を勤仕すべき橋郷の事  
右、件の郷、先例に任せて地頭の妨を停止せしめ、一向<sup>(3)</sup>  
神事を勤行せしむべきの由、先日、下文を成し  
畢んぬ、而るに下河辺四郎政義、南郡<sup>(4)</sup>の地頭に補せしむるにより  
郡内と号しに張行<sup>(4)</sup>するの間、指したる<sup>(5)</sup>由緒無く、  
百姓妻子等を追い籠め、地頭の進止<sup>(6)</sup>に随うべきの由、  
起請<sup>(7)</sup>を取り畢んぬと云々、所行の旨、神慮<sup>(8)</sup>の恐れ有る事也、  
早く先例に任せて、地頭の妨を停止し、一向神事を勤行<sup>(4)</sup>せしむ  
べきの状件の如し<sup>(9)</sup>、以て下す

元暦二年八月廿一日

- （1）停止 差し止めること。
- （2）沙汰 処置すること。とりきめること。裁断すること。
- （3）一向 すべて。全部。非常に。
- （4）張行 強引な支配を行うこと。
- （5）指たる 格別の。それほどの。
- （6）進止 進退 支配
- （7）起請 文書の記載事項に偽りのないこと、もし偽りがあれば神仏の罰を受けることを誓約すること。
- （8）神慮 神のこころ。
- （9）如件（件の如し） 文書の書き止めに用いる。「以上述べたとおりである」。

(2) 元久2年8月23日源実朝下文

・・・源実朝と鹿島神宮

下 鹿嶋社領常陸国(橘郷事力)

可令早停止国井八郎正景地頭職事(源頼朝)  
右当郷者，去治承五年，為故右大将殿御沙汰，  
被寄進鹿嶋社之地也，其後停止地頭之妨，  
一向為中臣親広沙汰，可令勤仕神事之由，同  
以被成度々下文了，就中為神領之条，非新  
儀，去安元年中停(止力)地頭(吉田)広幹沙汰，可為鹿嶋  
社領之由，被成国司序宣了，而左衛門督家(御力)  
時，正景横申補地頭職，妨神事用途云々，者  
為神領之上，任証文旨，停止正景地頭職，一向  
(權禰宜政親力)沙汰，可令勤仕神事之状如件

元久二年八月廿三日

左近衛中将源朝臣(実朝)(花押)

鎌倉幕府の初代將軍源頼朝は，古代より常陸国一宮いちのみやとしての權威を誇ってきた鹿島神宮を保護し，東国における信仰の中心すに据える政策をとりました。頼朝は同社に所領を寄進しましたが，これらの鹿島神宮領では，寄進後も地頭の非法が展開されました。

この文書は，元久2年(1205)，鹿島神宮領橘郷たちばな(行方市，小美玉市)の相論の際に，3代將軍源実朝が発給した下文です。橘郷の地頭であった国井八郎政景くにいはちろうまさかげ(正景)は，神事用途を納入を妨げた責任を追及され，鹿島神宮權禰宜中臣政親から幕府へ訴えられました。国井氏は，清和源氏の流れをくみ，国井郷ごんねぎ(水戸市)を拠点に活動しました。国井政景は二代將軍頼家から橘郷地頭に任命されましたが，橘郷の支配権強化を図り鹿島神宮との対立を深めます。三代將軍実朝ざねともの裁決の結果，政景は地頭職じとうしきを解任されましたが，国井氏は納得せず，訴訟は安貞2年(1228)まで続くことになります。

この下文に記されている「左近衛中将源朝臣」は，差出人である源実朝です。その下に花押が据えられていますが，頼朝の下文(元暦2年8月21日源頼朝下文)と花押の位置が異なっています。形式としては，頼朝下文のほうが尊大さを表現しています。